

○宮津市総合評価競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号 以下「政令」という。)第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は同政令第167条の13において準用する同政令第167条10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象とする建設工事は、価格以外の技術的な要素の評価(以下「技術評価」という。)をして、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約ができるものとし、当該建設工事の規模、技術的特性等を勘案してこれを決定するものとする。

(落札者決定基準)

第3条 契約権者は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、工事ごとに又は工事の種類ごとに落札者決定基準を定めなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 契約権者は、落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項又は総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見をきかなければならない。

(入札公告等に示す事項)

第5条 契約権者は、総合評価競争入札を行なおうとする場合は、入札公告その他の入札参加の公募等(以下「入札公告等」という。)に次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札による旨
- (2) 技術評価に関する基準
- (3) 技術評価を行なうために必要な資料(以下「技術資料」という。)及びその提出方法
- (4) 総合評価競争入札における申込みの評価(以下「総合評価」という。)の方法及び落札者の決定方法
- (5) 評価内容を担保するための措置
- (6) その他総合評価に関する事項

(技術資料の提出等)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札公告等に示された期日までに技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しない。

(技術資料作成に関する質問回答)

第7条 契約権者は、技術資料の作成に関する質問回答について、必要があると認める場合は、ファクシミリ、電子メール等で受付け、回答することができる。

(技術提案のヒアリング)

第8条 契約権者は、提出された技術資料の内容(以下「技術提案」という。)について、必要があると認める場合は、ヒアリングを実施することができる。

(技術提案の審査及び評価)

第9条 技術提案の審査及び評価は、総合評価審査会で行なうものとする。

(総合評価の方法)

第10条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行なうものとする。

(落札者の決定)

第11条 総合評価競争入札における落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者とする。

2 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(落札結果等の公表)

第12条 契約権者は、総合評価競争入札において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び落札者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第13条 技術提案の内容が受注者の責めにより満足できない場合及び性能等に関わる技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、工事成績評定点を減ずるものとする。

2 性能等に関わる技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、工事成績評定点を減じるとともに、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、違約金を徴収するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月16日から施行する。